



2023年 1月13日

各 位

会社名 ニッケ（日本毛織株式会社）  
代表者名 代表取締役社長 長岡 豊  
(コード番号 3201 東証プライム市場)  
本社所在地 大阪市中央区瓦町3丁目3番10号  
問い合わせ先 総務法務広報室長 松本 義子  
(TEL.06-6205-6601)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年2月22日開催予定の第192回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、次のとおり当社定款を変更するものです。
- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
  - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものです。
  - ④ 上記の新設・変更に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策を行えるよう、剰余金の配当等を株主総会決議に加えて、取締役会決議によっても行うことができるようにするため、変更案第41条(剰余金の配当等の決定機関)および第42条(剰余金の配当の基準日)を追加し、現行定款第41条(期末配当金および基準日)および第42条(中間配当金および基準日)を削除するものです。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 第17条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類お</u>	第3章 株主総会 <削 除>

よび連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

<新 設>

#### 第6章 計算

##### 第41条 (期末配当金および基準日)

当社は、毎年11月30日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

##### 第42条 (中間配当金および基準日)

当社は、毎年5月31日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

<新 設>

<新 設>

##### 第17条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第6章 計算

<削 除>

<削 除>

##### 第41条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

##### 第42条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。

<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条（経過措置）</u></p> <p><u>「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

以 上